

(17) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年9月4日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

大阪府交野市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金49,463円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年7月1日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字別所地内

(3) 事故の状況

鳥取県立博物館所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。